

1. 課題の限定

組織者・司会者から当初あたえられたテーマは、「大ブリテンの啓蒙とスミス経済学の形成」であった。その意図は、イングランドとスコットランドだけではなく、アイルランドやアメリカの啓蒙をも視野に入れてのことであったが、報告者は、それを不用意にも「ブリテン啓蒙」と簡略化してしまった。ここでいう「ブリテン啓蒙」は、スコットランド啓蒙（SE）とイングランド啓蒙（EE）だけを含む *Enlightenments in Britain* の意味で使用しているのであって、歴史概念として成立しえなかった *British Enlightenment*（単数形）を意味するものではない。SE は、1707年の「合邦」前後から世紀末まで、EE とは異なるコンセプトの思想・文化運動として研究されてきたし、そして19世紀の大ブリテンはもはや功利主義の時代となるからである。

SE は、イングランドとスコットランドの「合邦」という歴史的文脈において成立した、18世紀スコットランドに固有の思想・文化運動である。「合邦」によってスコットランドは独立国家としての主権（議会＝政治的独立）を失った。けれどもその代償として得たものが、広大なイングランド市場における「交易の自由」である。'15年と'45年のジャコバイトの叛乱を経験するものの、スコットランドは「合邦」後も、国内の政治的自治を保障され、長老派教会と伝統的な法制度、さらに固有の教育制度や銀行制度も、これを維持することができたため、歴史的にみれば、実質的には軍事権と外交権を放棄するかたちで、連合王国のパートナーとして、イングランドの「自由と富裕」とを自国に取り込むことができたのである。名誉革命体制とよばれるブリテンの統治体制のもとで「富裕」と「自由」とを共に実現することが、SE の政治的目標であり、スミスが経済学を形成することによって検討をせまられた課題でもあった。

たしかに SE は、こうした「合邦」という歴史的文脈を抜きにして語ることはできない。しかしそれと同時に、SE を推進する原動力となった道徳哲学、長老派教会、スコットランド法の伝統が、けっして純国産品ではなく、そのいずれもがイングランドだけではなく、ひろく大陸諸国との長年にわたる開かれた知的交流のなかで培われたものであることも、忘れてはならないであろう。とくに、この点でイングランドや大陸諸国の学問の発展状況を、スミス自身が強く意識していたことを示す資料が、例の『エディンバラ評論』への寄稿文「編集者たちへの手紙」である（EPS, pp.242-50, 315-27頁）。「知識社会に、まさにいま頭角をあらわし始めたにすぎないこの国は、まだ評判になる著作をわずかしか生みだしていない」ので、現在、「学問の育成が外国人の注意を引くほどの成功または名声をとまなっているのは、フランスとイングランドにおいてだけである」。イングランドで注目される人物をあげれば、まず文学では、「シェイクスピア、スペンサー、ミルトン」がいる。フランスの百科全書に影響をあたえたイングランドの哲学者として、「ベイコン、ボイル、ニュートン」は特筆に値する。なぜなら、「合邦以来、われわれは、自分たちをある程度これらの偉人たちの同国人とみなす傾向があるので、イングランドの哲学の優越性がこのように、競争相手の国民によってみとめられるのをみると、ブリテン人としての虚栄心がくすぐられる」からである。このように「独創的で発明の才知」を誇った自然哲学の伝統があるとはいえ、現在では「まずまずの体系」さえイングランドでは見あたらない状況である。道徳論や形而上学についても事情はまったく同じであって、かつては「ホップズ氏、ロック氏、およびマンドヴィル博士、シャープツベリ卿、バトラー博士、クラーク博士、そしてハチスン氏」といった著名人を排出したものであるが、この分野も「いまではイングランド人自身によって完全に軽視されているように思われ、・・・近頃ではフランスに移された」。——これは、すでに衰退期にあると評価された、スミスの EE 論とみるのが許されるであろう。彼がエリザベス朝ルネサ

ンス期までを視野に入れて論じていることを別とすれば、スミスの EE 論は、Porter(1981)の EE の定義と大まかなところで一致する。

本報告では SE と EE の定義という、手に余る議論にはこれ以上深入りはせず、考察の対象を自然法学や統治論とスミス経済学との関連に絞り込んで論究することにより、スミスにおける経済学の形成 (⇒『国富論』の成立) 問題に関連する多様なモーメントを明らかにしたいと思う。

2. 「正義の原理」と「便宜の原理」—— 自然法学と内政 (ポリス) 論の原理的区分

周知のように、『国富論』のなかでスミスは、「政治経済学」を、「政治家あるいは立法者の科学の一部門」と定義している (WN, p.428, (2)257 頁)。『国富論』は、もともとスミスの『法学講義』第一部「正義」につづく、第二部「内政 (ポリス)」(と広義には「歳入」・「軍備」を含む諸部門) が、「正義」論から分離されて成立した著作である。「統治の目的(the ends of government)」を、正義 (所有権の保全)・内政・歳入 (租税)・軍備・(および諸国民の法) に区分する『講義』の構成は、グロティウスに始まる近代自然法学の伝統によるものでもなければ、またスミス個人の創案でもない。政治 (思想) 史的にいえば、近代自然法学が成立してくる 17 世紀よりもはるか以前にその起源があることは、領邦国家をめぐるスミス自身の次の文言からも明らかである。「民事と刑事との最高裁判権だけではなく、徴兵権、貨幣鑄造権、さらには自国民の統治のための条例(by-laws for the government of their own people)を制定する権限でさえ、そのすべては、封建法がヨーロッパでその名前だけでも知られるようになる数世紀もまえから、大土地所有者 (the great proprietors of land)が自由保有権的に(allodially)保有していた権利であった」(WN, pp.415-16, (2)238 頁; Cf. LJ(A), pp.252-53, LJ(B), p.416, 74-5 頁 [破線強調は引用者自身もの、以下同じ])。もともと「国民の福祉(*salus populi*)」(公共善)の実現を、あらゆる統治の目的 (義務) とする政治哲学の伝統はキケロに遡るとされるが、しかし、その始原はプラトンの『国家論』やアリストテレスの『政治学』にある。「国民の福祉 [平和] が最高の法である(*Salus populi lex suprema*)」(『法律について』3 卷 4 節) という、この立法者の「統治」義務を定めたキケロの命題は、権力の聖俗二元論によって特徴づけられる中世ヨーロッパをへて、近代主権国家の形成期から啓蒙の時代にいたるまで、西洋の政治的世界を支配してきた基本思想である (Skinner:1978, 南:2007)。

スミスの伝記作家でもあるドゥーガルド・ステュアートは、1816 年と 21 年の 2 回に分けて『エンサイクロペディア・ブリタニカ』第 5 版の補遺に掲載された『ヨーロッパにおける文芸復興以降の形而上学・倫理学・政治学の発展の概観』のなかで、「近代科学としての政治経済学」の創設者として、フランソワ・ケネー、サー・ジェイムズ・ステュアートとスミスの名前をあげている。政治経済学は、近代において「政治科学(political Science)」の「もっとも有用な分野」となった学問であって、その形成過程においては、グロティウスに始まる近代自然法学の自由主義思想とともに、フランシス・ベイコンの「立法者の科学」という政治哲学の伝統が決定的な役割を果たした、とステュアートは論じている。ベイコンによれば、あらゆる統治 (政治支配) の究極目的は、「幸福な市民生活」の実現にある。その目的遂行に必要なとされる立法者の政策課題として、①宗教教育 (信仰)、②世俗的な学校教育 (道徳)、③軍備、④司法行政、⑤政府および行政官への服従、そして最後に⑥「富およびその他の国民的資源を潤沢にする」ことが指摘されている。立法者が「幸福な市民生活」を実現のための上記の諸政策は、「政治的便宜(political expediency)」にもとづくものと指摘される。「政治的便宜(political expediency)」のラテン語は ‘*utilitas publica*’ であり、これは、英語では「公共善(public good)」や「公共の利益(public utility)」と同義であるから、文字どおりには「社会にとっての必要性(necessity)」という意味になる (渡辺:2008)。(ベイコンの経済思想については、芳賀(1993)、それ以前のテューダー朝ルネサンス期の

経済学については、加藤(1966)と Wood(1994)を参照。)

スミスの『法学講義』の第一部「正義」以外の(のちに『国富論』として刊行される)諸部門は、スミスの高弟ジョン・ミラーがステュアートに伝えたように、「(政治的)便宜の原則」にもとづくものであった。『講義(B)』の「国際法」について、スミスは、「これはけっして、正義と衡平とただしくよばれるものに、もとづいているものではなりえない。このばあい、それはまさに正義の一部をなす、必要性(necessity)にもとづくにちがいない」(LJ(B),p.547, 422 頁)、と指摘している。また、「徴収と運用とが行政権(executive power)にゆだねられる」「課税」問題についても、『国富論』においてスミスは、「明白な正義と有用性(evident justice and utility)」という一般原則(いわゆる「租税4原則」)にもとづいて徴税されてきたし、徴税されるべきであると説いている(WN, pp.759, 827, (4)13,136 頁)。さらに、「国家理性」を厳しく批判するスミスではあるが、たとえば飢饉のような「もっとも緊急の必要性」があるときには、「通常正義の法」を犠牲にして穀物輸出を制限することが、「なされるべきであり許されうる、権威ある立法者の行為」であることは、『国富論』において明確に承認されることである(WN,p.539, (3)75 頁)。(「必要に法はない」、あるいは「必要はすべての法を侵犯する」。)

スミスの法学(自然法学)の特徴は、グロティウスに始まる(とスミスも考える)近代自然法学の伝統にしたがい、「われわれが請求し、他人が拒否すればその遂行を強制する権利がある」「完全権 perfect rights」としての法学体系(正義)と、それにたいして「不完全権(imperfect rights)」とよばれる、政治的=道徳的な義務の体系とが、当初(「アンダーソン・ノート」)からはっきりと学問領域的に峻別されていることである。この「完全権」と「不完全権」の概念区分は、『講義(A)』で指摘されているとおり、たしかに「ハチスン氏が、プーフェンドル男爵にしたがっておこなった権利の区分」(LJ(A),p.9)であった。グロティウスの代表作『戦争と平和の法』(1625)の主題は、そのタイトルが示唆するように、「正戦論」(第三卷)である。しかしながら最初の二巻は、「諸国家の基本構造と市民法の諸原理、主権者と臣民の諸権利、犯罪、契約、所有、および法の対象であるその他あらゆることを研究する・・・法学の完全な体系である」(LJ(B), p.397, 17-18 頁; Cf. TMS, p.342, (下)400 頁)と、スミスは指摘している。グロティウスは、ジャン・ボダンにみられる政治と自然法との混同を批判して、自然法を「権利」の体系として純化したのであるが、プーフェンドルフは、「自然法と道徳哲学の同一化」をはかり、「権利」の体系(交換的正義)と「義務」の体系(分配的正義)を、ともに法学体系のなかで論じようとした(Stein:1999, p.108, 139 頁)。したがって、政治や道徳を法学と同じ手法で論じようとしたところに、プーフェンドルフやハチスンの道徳哲学の「決疑論」的性格にたいするスミスの批判の要点があったのである(田中:1997a, 83 頁; 渡辺:2008, 223-28 頁)。

近代自然法学の課題は、自然状態における平等な人間の存在を前提として、市民としての人間の権利(自由)を保障しうる、「統治」(政治支配)の成立根拠を明らかにすることである。社会契約も、政治的共同体(支配・従属関係)を形成する統治契約も、近代自然法学では、ともに人格的には平等な個人がとり結ぶ双務的な権利・義務関係が基礎となるのであって、それは、基本的に「交換的正義」が織りなす世界である。スミスは、ロックやシドニーの「原契約」説を非現実的な仮説としてきっぱりと否定するけれども、狭義の法学が「交換的正義」にもとづくも「権利」の体系であるかぎり、「主権者が権力を濫用し、彼の目的である国民の利益のために権力を行使せずに、それを自分自身の権力の増強と地位の向上に振り向けるなら、彼が職務を追われる」(LJ(A), p.316)のは当然であるとして、主権者にたいする臣民の抵抗権を、かれもまた市民の正当な権利として承認している。しかし、主権者が、臣民を保護する統治義務を完全に放棄してしまうという、このような極端な事例を別とすれば、「正義の原理」によって、主権者の臣民にたいする統治義務の内容を明らかにすること、すなわち「君主がなにをしてよいのか、またなにをし

てはいけないのかを決定するのは困難である」(LJ(B), p.435, 127 頁)と、スミスは指摘する。この問題は、『講義(A)』ではさらに詳しく、次のように論じられている (Cf. Haakonssen:1981, pp.127-28, 194-95 頁)。「公法のこの部門〔臣民にたいする主権者の義務〕は、国際法の部門と同様に、臣民間の私法や、臣民の主権者にたいする義務を含む公法の他の部分と同じような、正確さを求めることができない」。したがって、この臣民にたいする主権者の義務については、「主権者の権力がどの程度にまで及ぶのか、その正確な制限については、ほとんど考察されてこなかったし、また確定することは困難である」(LJ(A), p.311)。——「正義の原理」によっては決定されないという、この臣民にたいする主権者の統治(義務)問題こそが、「便宜の原理」にもとづいて、『法学講義』第二部「内政」以下の諸部門で考察されるべき対象領域である。近代の主権国家(sovereign nations)において、ミシェル・フーコーのいう「人口、すなわち「市民の生活(生命)」が、「統治権力」によって規制されるべき客体(対象)として、はじめて歴史の舞台上に登場してくる(南: 2007, 293-301 頁)。近代国家において「幸福な市民生活」の実現が主権者に課せられた統治義務の問題として自己認識されたとき、本来、古代都市国家の「家政」論でしかなかった経済学が、主権国家の「政治経済学」となるのである。

3. スミスの統治論と経済学成立のモーメント —— 「権威の原理」と「功利の原理」

スミスの統治論は、『法学講義(A/B)』「公法」論において、「権威の原理」と「功利の原理」をめぐる議論として論じられている(田中:1997)。君主政では「権威(authority)」が、民主政では「功利(utility)」が支配的原理となるということであるが、スミスによれば、この二つの原理は、程度の差こそあれ、すべての統治形態に認められるという。『講義(A)』では、二つの統治原理の関係について、「権威の原理が、功利あるいは一般的利益の原理の基礎である」(LJ(A), p. 322)という、『講義(B)』よりもさらに踏み込んだ重要なコメントを、スミスは残している。ところで、この「権威の原理」が、『道徳感情論』の「歓喜への同感(sympathy with joy)」論の適用であることは、『講義(B)』に残されているスミス自身の言明から明らかとなる。「富の優越は、・・・権威をあたえるのに役立つ。このことは、貧者の富者にたいするなんらかの依存関係からではない。なぜなら、貧者は一般に独立していて、かれらの労働によって自分たちを維持しているからであり、それでもかれらは、富者からなんの便益も期待しないにもかかわらず、富者を尊敬するという強い性向をもっている。この原理は、『道徳感情論』で詳しく説明されていて、そこではそれが、上位者にたいするわれわれの同感が、同等者あるいは下位者にたいする同感よりも、より大きいことから生じることが、示されている」(LJ(B), p.401, 32-33 頁)。

「歓喜への同感」論は、『感情論』(初版 - 六版)第一部第2章「野心の起源について、および諸身分の区分について」の中心テーマである。スミスは、「富者と有力者の情念についていくという、人類のこの性向のうえに、諸身分の区分と社会の秩序とがきずかれる」(TMS, p.52, (上)134 頁)として、富者や有力者の「権威」が彼らの自己意識として形成される次第を、次のように記している。「富者が財産について誇るのは、その財産が自然に、世間の注目を自分に向けさせることを、そして、富者の境遇の有利さがそれほど容易に自らをかき立てる快適な情動のすべてについて、自分についていこうとする気持をもっていることを、富者が感じているからである」(TMS, pp.50-1, (上)132 頁)。

この「歓喜への同感」論が、自分の境遇を改善すべく、富者あるいは上位者の「財産」(富)を求めて競争する一般の人びとの「自由」な経済行為から、政治的な支配 - 従属関係が生まれるという、スミスの統治(権力)論であることは明らかである。それと同時に、この統治権力論を、『感情論』第四部のいわゆる「欺瞞」理論と関連させて読めば(田中:2003, 10 頁)、「財産」(富)を追求する人びとの自由な経済行為の「意図せざる結果」として、社会全体の「富裕」(公共の利

益)が実現されるという「自然的自由」の経済思想が、この「歓喜への同感」論の裏面に組み込まれていることも、はっきりと見てとれるであろう。つまり、「歓喜への同感」論⇒「欺瞞」理論をめぐるスミスの構想を要約すれば、財産(富)を求めて行動する近代人の自由な経済活動が、「商業社会」の統治権力(政治支配)を創出すると同時に、あわせてその社会の「富裕」(公共の利益)をも同時に実現する、というロジックになっている。それゆえスミスの認識では、「経済」と「統治」の問題が、「財産」(富)を媒介項として、密接不可分に結びついていたのである。

スミスは、社会の上位者(有力者と富者)の「富と地位」が「英知と徳」のふさわしいと思って、社会の下位者(一般市民)が富と財産を求めことを、「欺瞞」であり、まったくの「幻想」にすぎない、と論じている。しかし、「歓喜への同感」が「幻想」や「欺瞞」であると述べられているからといって、(一部にそのような誤解もあるが)スミスの議論を、現実的根拠をもたない空論だという意味に理解してはならないだろう。というのは、「歓喜への同感」によって「諸身分の区分と社会の秩序」が維持されるのは、財産(富)を求めて行動する社会の多数の人びとが、彼らの自由な利己心追求活動の結果として、生活の豊かさ(生活の向上)を実感できる、ということが前提となるからである。

さて、スミスの統治論をこのように解釈できるとすれば、経済学の形成(『国富論』の成立)問題に関連して、ここで提起されている課題は、以下の三点に整理をすることができる。

(1) 統治(権力)論としての経済学

財産の不平等(所得格差)がますます拡大してゆく「文明社会」にあつて、社会の多数の人びとが「富裕」を実感することは、はたして可能なかどうか。また可能だとすれば、それはいかにしてか。文明社会の統治を正当化しうる、このようなロジック(それともマジック?)を可能とする現実的根拠の解明が、「内政」論におけるスミス分業論の課題である。

(2) 「自由」論をめぐる二つの伝統(近代自然法学と古典的共和主義)

個人の所有権の確立と自由の拡大は、文明社会における「全般的富裕」実現の制度的条件として、スミス自身も重視するところである。しかしそれと同時に、文明社会における富裕の増進が財産の不平等を拡大し、それによって統治権力(政治支配)が強化されるという認識も、これまたスミスのものである(竹本2005, 110-12頁)。これは、近代自然法学によって基礎づける「権利」=「自由」論の限界を見据えたものであり、ルソーの文明社会観を一面ではスミスが明確に共有していることを物語っている(Cf. Rasmussen: 2008)。「富裕」が社会の隅々にまで行きわたる文明社会の「統治」(権力・支配)と「自由」の問題、これが、『感情論』六版改訂のメインテーマである古典的徳性論・再興のモチーフとなっている(渡辺2006)。

(3) 重商主義批判としての「自然的自由の体制」と「必要」の政治学

スミスは、個人の自由な利己心追求活動を妨げる重商主義的な国家統制を、「正義と衡平」の観点から厳しく批判する経済的自由主義の闘士であるが、しかし、同じ個人の自由な経済行為が、「公共の利益」(全般的富裕や平和)に有害となることが明らかなケースでは、そうした私的利益を追求する個人の権利(自由)の制限も、「必要」の政治学の立場から「なされるべきであり許される、権威ある立法者の行為」だと主張している。したがって、「各個人は、自分自身の利益を追求することによって、しばしば(frequently [naturally, or rather necessarily ではない!])、実際に社会の利益を推進しようとするばあいよりも効果的に、それを推進する」(WN, p.428, (2)304頁)という、いわゆる「見えざる手」の論理は、スミスのリバタリアン宣言でもなければ、ハイエクの「自生的経済秩序」とも同じものではない、というべきである。

*)『国富論』(WN)・『道徳感情論』(TMS)・『法学講義』(LJ(A)/(B))・『哲学論文集』(EPS)

は、グラスゴウ版の当該頁を示す。訳文については、EP- は水田洋ほか訳（名古屋大学出版会）を、それ以外のものは同監訳および同訳（岩波文庫）を参照。

【参考文献】

- Haakonssen—.1981—*he —ien-e o — e islator—the —atural Juris—ru—en-e o—a-i—
Hume an—am —mith—Cambri—e —.P.*（永井義雄・鈴木信雄・市岡義章
訳『立法者の科学 — デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法
学』、ミネルヴァ書房、2001年）
- Porter-R.1981—*“he Enli—htenment in En—lan—” in —he Enli—htenment in —ational Conte—t—
e—s. b—Porter—R. an—M. —ei—h—Cambri—e —.P.*
- Rasmussen—. C.2008—*he Problem an—Promise o—Commer—ial —o—iet—am —mith’s
Res—onse to Rousseau—Penns—l—ania —tate —.P.*
- kinner—.1978—*he —oun—ations o—Mo—ern Politi—al —hou—ht—2 —ols—Cambri—e —.P.*（門
間都喜郎訳『近代政治思想の基礎 — ルネッサンス・宗教改革の時代』春風
社、2009年）
- tein—P. 1999—*Roman —a— in Euro—ean Histor—Cambri—e —. P.*（屋敷二郎監訳／関良徳・
藤本幸二訳『ローマ法とヨーロッパ』ミネルヴァ書房、2003年）
- Woo—.1994—*oun—ations o—Politi—al E—nom—ome Earl—u—or —ie—s on —tate an—
—o—iet—ni—ersit—o—Cali—ornia Press.*
- 竹本 洋2005—『『国富論』を読む — ヴィジョンと現実』（名古屋大学出版会）
- 田中正司1988—『アダム・スミスの自然法学 — スコットランドと経済学の生誕』（御茶の水書
房）《第二版：2003年》
- 同 1997a—『アダム・スミスの倫理学 — 『道德感情論』と『国富論』（上巻）』（同上）
- 同 1997b—『アダム・スミスの倫理学 — 『道德感情論』と『国富論』（下巻）』（同上）
- 同 2003—『経済学の生誕と『法学講義』 — アダム・スミスの行政原理論研究』（御茶の水
書房）
- 田中秀夫1997—「権威の原理と功利の原理 — ヒューム、スミス、ミラー」、『思想』879
- 土井美徳2006—『イギリス立憲政治の源流 — 前期ステュアート時代の統治と「古来の国制」
論』（木鐸社）
- 新村 聡1994—『経済学の成立 — アダム・スミスと近代自然法学』（御茶の水書房）
- 芳賀 守1993—「バイコンの経済思想」、花田圭介編『フランス・バイコン研究』（御茶の水書
房）
- 南 充彦2007—『中世君主制から近代国家理性へ』（成文堂）
- 渡辺恵一2006—「アダム・スミスと古典的共和主義の再興 — 『道德感情論』（初版）研究序説」、
田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間』（名古屋大学出版会）
- 同 2008—「『立法者の科学』としての経済学 — アダム・スミスにおける啓蒙と経済学」、
田中秀夫編著『啓蒙のエピステーメと経済学の生誕』（京都大学学術出版会）